

## 科学基礎論学会研究倫理規程

2026年6月13日制定

2026年6月14日施行

### (目的)

第1条 本規程は、科学基礎論学会（以下、「本学会」という）が、会員の学会活動に関わる遵守事項と、それを侵害すると疑われる行為への対応方法を定め、研究倫理上の社会的責任を果たすことを目的とする。

### (会員の遵守事項)

第2条 会員は、学問の自由を前提に、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 本学会の運営にあたって、常に公正を維持しなければならない。特に、学会誌への論文掲載、講演会等での発表、奨励賞の授与などに関して、その審査にあたる会員は、公正を保たなければならない。
- ② 研究成果の発表に際して、他者の成果の剽窃・盗用や、自身の成果の不正な水増し、その他、研究倫理に反する行為を行ってはならない。同じく、名誉の毀損など、人権侵害を行ってはならない。
- ③ その他、本学会諸規程に違反してはならない。

### (不正行為の告発)

第3条 本学会は、本学会事務局（以下、「事務局」という）を、第2条に挙げられた事項に対する侵害（以下、「不正行為」という）の告発に係る受付窓口とする。

2 事務局は、不正行為の告発を受け付けた場合、その内容を本学会理事会（以下、「理事会」という）に報告する。

### (調査委員会と不正行為の認定)

第4条 理事会は、不正行為の告発を受け付けた場合、原則として調査委員会を設置して調査を行い、不正行為の有無を判断する。

- 2 調査委員会は、理事会において指名された若干名の委員をもって構成する。
- 3 調査委員会に、委員長を置く。
- 4 調査委員会は、必要があれば告発者および被告発者からの聴取も含めて、公正な調査を行い、原則として設置から3ヶ月以内に、不正行為の有無に関する報告書を理事会あてに提出する。
- 5 調査委員会委員は、調査事項について守秘義務を負う。
- 6 不正行為の有無が明らかであり、かつ、不正行為が認定されてもその内容が明白かつ軽微である場合、理事会は、調査委員会を設置せずに、不正行為の有無を判断するものとする。

### (処遇の決定)

第5条 不正行為が認定された場合、理事会は、被告発者の処遇を決定する。

2 処遇は、(1) 理事長による注意または嚴重注意、(2) 役員・評議員・各種委員の資格停止、(3) 学会誌への投稿、学会発表申し込み等の禁止、(4) 会員の資格停止、(5) 除名、のいずれかとする。

3 第2項の処遇(2)と(3)は、重複することができる。

4 第2項の処遇(2)～(5)の決定には、調査委員会による不正行為の認定および処遇を決定する理事会の出席理事の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。

5 理事会は、被告発者に、決定された処遇をすみやかに通知する。

(異議申し立て)

第6条 処遇の通知を受けた被告発者は、理事会の決定に不服がある場合、処遇の通知を受けた日から1ヶ月以内に、異議申し立てを行えるものとする。

2 異議申し立てがなかった場合、理事会の決定が確定し、処遇が発効する。

3 異議申し立てがあった場合、理事会は速やかに再調査を行う。

4 再調査の結果、再び不正行為が認定された場合、処遇の通知を受けた被告発者は、再度の異議申し立ては行えない。

(悪意による告発)

第7条 調査の結果、不正行為の事実が存在せず、かつ、報告が悪意によるものであると判明した場合、理事会は、告発者に対して第5条に準じた処遇を行う。

(不正行為の報告)

第8条 理事会は、不正行為の事実が存在しないと判断された場合、または、不正行為が認定されその処遇が確定した場合、その結果を告発者に通知する。

2 理事会は、原則として、第5条第2項の処遇(2)～(5)が確定した場合、被告発者が所属する研究機関等に対して、不正行為に関する報告書を交付する。

(雑則)

第9条 その他、研究倫理に関して本規程で定められていない事項については、理事会が決定する。